

《 ご支援のお願い 》 学校法人身延山学園

“一人の僧侶を、一人の教学者を育てよう”

- 学校法人身延山学園(身延山大学・身延山高等学校)を寄付金(助成金)で支えてください。

身延山学園の財政は「学生納付金、寄付金、補助金(国・県)」補助金で支えられています。学生・生徒が少ない大学・高校で、学生納付金、補助金からの収入に多くの期待はできず、身延山、日蓮宗宗務院や宗門各聖各位の協力による寄付金(助成金)に頼らざるを得ない状況が続いております。

今の日本、少子高齢化社会にまっしぐらです。この状況にあって向後の仏教界、日蓮宗は深刻な後継者不足、教学者不足に陥ることは避けられません。

身延山大学・身延山高等学校は、日蓮宗の中にあって、立正大学とともに日蓮宗の僧侶・教学者を育てる大学・高校であります。僧侶なしに寺院はありえませんが、僧侶養成の大学・高校なしに日蓮宗の未来はありません。大学・高校を支えることは、日蓮宗の未来を支えることでもあります。

日蓮宗のため、皆様の更なるお力添えで身延山学園をお支えいただきますよう、お願い申し上げます。

- 税制上の優遇措置

学校法人身延山学園は、寄付金募集について文部科学省から特定公益増進法人であることの証明を受けております。ご寄付いただきました助成金は【所得控除制度】または【税額控除制度】のどちらか有利な方法を選択し、所得税の控除を受けることができます。

- 所得控除

(当該年中に支出した寄付金額－2千円)が、寄付者の所得金額から控除されます。控除後の所得金額に応じた税率が乗じられて所得金額が決まります。

※控除対象となる寄付金額は年間総所得額等の40%が上限となります。

● 税額控除

寄付者の所得金額に応じた税率が乗じられて所得金額が決まった後、(当該年中に支出した寄付金額－2千円)×40%が控除されます。

※控除対象となる寄付金額は年間総所得額等の40%が上限となります。

※所得税控除額は、その年の所得税額の25%相当額が上限となります。

いずれの控除につきましても、寄付をした方が確定申告をする必要があります。勤務先などで実施される年末調整では、所得控除・税額控除を受けることができませんのでご注意ください。

確定申告書を提出する際には身延山学園が発行した領収書の添付が必要となります。

○ 寄付金の振込先

・ゆうちょ銀行 00260-8-0007500 学校法人身延山学園

・山梨中央銀行 普通預金 269512 学校法人身延山学園

※ いずれの振込も領収書発行のため、別紙「寄付(助成)実行通知書」にて、FAXにてお知らせいただくか、以下の問い合わせ先まで、メールにてお知らせください。

問い合わせ先

担 当:学校法人身延山学園総務室

所在地:〒409-2597 山梨県南巨摩郡身延町身延 3567

電 話 : 0556-62-0107 FAX : 0556-62-0707

Mail : soumu@min.ac.jp

寄付(助成)実行通知書

氏名 _____

フリガナ _____

旧姓(卒業生の方) _____

郵便番号 _____

住所 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

寄付金額 _____

- 本学との関係
- | | |
|----------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 卒業生 | <input type="checkbox"/> 在校生 |
| <input type="checkbox"/> 在校生の保護者 | <input type="checkbox"/> 旧教職員およびそのご家族 |
| <input type="checkbox"/> 一般の方 | <input type="checkbox"/> 上記以外の方 |

「上記以外の方」を選択した場合、内容をご記入ください

: _____

卒業生の方は以下の項目をご記載ください

: 卒業した和暦 _____ 年 _____ 月

: 卒業した課・コース _____